

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年1月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800269 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800047 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 7 月 10 日の標準賞与額を 52 万 4,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 65 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 10 日
② 平成 27 年 12 月 10 日

平成 27 年 7 月 10 日に夏期賞与、平成 27 年 12 月 10 日に冬期賞与を受けた。私は、平成 27 年 4 月から A 事業所で経理を担当することになったが請求期間の標準賞与額を誤って記入し届出していたため、年金事務所に訂正の届出を行った。保険給付に反映されない記録とされている請求期間について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が提出した 27 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同事業所から賞与を支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、誤って提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800194 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800048 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 16 年 6 月 1 日、喪失年月日を同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。
平成 16 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成 16 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者の A 社における平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、16 万円から 20 万円とする。
平成 17 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成 17 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から昭和 36 年 2 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 21 日まで
③ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日まで

B 事業所には昭和 35 年 10 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の記録が、昭和 36 年 2 月 1 日からとされている。B 事業所には、昭和 34 年から昭和 35 年までの間も勤務し、厚生年金保険に加入しており、その時と同じ条件で勤務できるということで働き、勤務した月の給料から厚生年金保険料も引かれていたので、年金の記録を訂正してほしい。

また、平成 16 年 4 月から A 社に勤務していたが、平成 17 年 1 月 21 日までの厚生年金保険の記録がない。そして、A 社の平成 17 年 10 月分から平成 18 年 1 月分までの給与明細書を見ると、国の標準報酬月額の記録と実際にもらっていた給与額とが違っている。平成 16 年 7 月分及び平成 17 年 10 月分から平成 18 年 1 月分までの給与明細書を提出するので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者が提出したA社の平成16年7月10日支給分給与明細書には、「出勤日数26.00」、「実働時間208.00」及び「厚生年金14,935」と記載されていることが確認できる上、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求期間②当時、給与の締め日は末日であったと回答していることなどから、請求者は請求期間②のうち、平成16年6月1日から同年6月30日まで同社に勤務し、平成16年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年6月の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成16年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年6月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成16年6月1日から同年7月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成17年1月21日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として当該資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から平成17年1月21日までの期間については、A社は現在厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、事業所が倒産し資料が無いとしている上、請求期間②において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の請求内容を裏付ける回答又は陳述を得ることができないこと、また、請求者がC共済で積立をしていた旨陳述しているところ、C共済が提出した共済の申込書により、A社が請求者に係る共済の申込を平成16年12月21日及び平成17年1月21日に行っていることは確認できるものの、厚生年金保険の加入要件とC共済の加入要件は必ずしも一致するものではないことから、請求者が請求期間②のうち、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から平成17年1月21日までの期間において、同社に継続して勤務していたことを確認又は推認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②のうち、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から平成17年1月21日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間③について、請求者が提出したA社の平成17年10月10日支給分から平成18年1月10日支給分までの給与明細書により確認できる平成17年9月から同年12月までの期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間③の標準報酬月額（16万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成17年9月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成17年9月から同年12月までの期間について、請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間①について、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求者が同事業所の事業主であったとする2人は、既に亡くなっている、又は所在を確認できず、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは、請求者の請求内容を裏付ける回答又は陳述を得ることができないことから、請求者が当該期間において、同事業所で勤務していたことを確認又は推認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800208 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800020 号

第 1 結論

昭和 50 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日まで

私の両親は、当時学生は任意であった国民年金を私の為に払ってくれていました。私は昭和 52 年から昭和 58 年まで学生で、A 市に住んでおり、学生であった当時、B 市へ帰省ごとに国民年金を支払っていることを聞いていました。平成元年から平成 2 年頃、C 市で勤務していた時代に、両親からの転送でうぐいす色の年金手帳を受け取ったことを鮮明に記憶しており、年金手帳を発行したことを示す文書が残っているはずですが、

再度の調査と訂正をお願いします。

第 3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和 50 年*月から昭和 58 年 3 月までの期間に係る訂正請求を 2 回行っているところ、①請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても具体的な状況が不明であること、②請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の両親は、既に亡くなっていること、③国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和 50 年*月から昭和 58 年 3 月までに国民年金に加入した者に払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことなどから、既に平成 28 年 3 月 4 日及び平成 30 年 3 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、国民年金手帳を受け取ったことを鮮明に記憶しており、年金手帳を発行したことを示す文書が残っているはずなので調べてほしいと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間において、請求者が主張するような文書等は見当たらず、このほか、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者及び請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。